

平成26年度第4回
東京都ひとり親自立支援計画策定委員会
会 議 録

平成27年2月4日
東京都福祉保健局

(午後 2時00分 開会)

○ひとり親福祉係長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会の第4回目を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。では、座らせていただきます。

本日はご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、お手元の会議資料のご確認をお願いいたします。資料1としまして、次第の後から、資料1は東京都ひとり親家庭自立支援計画第3期についてという、A4の横のもの。続きまして、資料2としまして、東京都のひとり親家庭の状況ですが、少し枚数が多くなっております。その次が、資料3東京都の主なひとり親家庭施策の体系、そして最後に資料4、事業一覧ということで、この四つになっております。

参考資料としまして、これまで同様にひとり親家庭の現状の冊子等を置かせていただいております。

本日の委員会は公開となっております。後日、会議録をホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

本日はご欠席の委員に代わりまして代理でご出席いただいている方がおりますので、ご紹介申し上げます。産業労働局の松田委員の代理としまして、就業推進課就業推進係の藤本直樹係長でございます。

それでは、委員長、お願いいたします。

○松山委員長 それでは、ただいまより議事に入ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○ひとり親福祉係長 それでは、資料1からご覧ください。計画本文の事務局案作成のちょっとスケジュールの関係がございまして、本日は計画の内容につきましては、現状を示すデータと、そこから導き出される27年度からの事業体系、そして、事業一覧で計画の内容をご説明させていただきます。

本文(案)につきましては、後日、委員の皆様にお送りいたしますので、詳細の記載内容は、恐れ入りますが、そちらでご確認をいただきたいと思っております。その後はパブリックコメントという予定になっております。スケジュールは最後に改めてご説明をさせていただきます。

では、資料の1から順にご説明します。

まず、全体的な構成では、前回お示ししましたとおり、第1章で計画策定の経緯、趣旨、理念、視点等を記載しております。

1番の計画の理念と施策分野というところがありますけれども、1の理念というところでは、ここに3つの理念を書かせていただいております。これは1期、2期同様に3点で、ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。2点目、ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。3点目、ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件を整備するというところで、このところは本当に普遍的といえます

か、変わらない部分ですので、同じように掲げていきたいと思っております。

この理念に基づきまして、施策分野としては4つになります。相談体制の整備、就業支援、子育て支援・生活の場の整備、経済的支援の4分野です。

前回のこの委員会まででは、子供の支援ということで、施策を進めていくために、分野として子供の支援を分けていくという案をお示ししていたところでございますけれども、これまでも親だけではなくて家庭への支援ということで、両方の視点が入った形で支援を進めてまいりましたので、やはり最終的には特出しすることはしないで、この4点の分野の中に盛り込んでいくということで案を作成しております。

分野の考え方、視点についても、ここに記載のとおりですが、2番の第3期計画策定にあたっての視点というところで、ここも基本的には第2期計画の部分を継承しているのですが、例えば、子供も健全育成のための親の就労支援の充実ですとか、3番目の生まれ育った環境に左右されないよといった形で、子供の貧困対策という視点を盛り込んでおります。

また、4点目の関係機関の連携のところでは、必要な家庭へ届けるための普及啓発ということで、施策はたくさんあるけれども、知られていない、利用されていないといった部分に答えて、このあたりを視点に入れております。

続きまして、現状のご説明をさせていただきます。資料の方は2の方をご覧ください。

こちらはちょっと数が多いので、2期計画にあるものがちょっと確認の意味も含めて見ながら、特に今回の計画から新しく入れたデータについて申し上げていきたいと思っております。

まず、1番目からは、離婚件数等の推移ということで、ここはあまり上がっておらず、下がっているといったような状況が分かります。

次のページも、ひとり親家庭の数ということで、こちらも都の場合は世帯数は少し減っております。

その次が、(3)で東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親家庭の状況ということで、こちらは福祉保健基礎調査の中で5年1回、「東京の子どもと家庭」ということで実態調査をしております、その中からひとり親家庭の状況を概括するというものです。

ひとり親になった理由というところでは、死別よりも離婚・非婚・未婚が多いということで、この傾向は特に変わっておりません。

次、めくっていただきまして、ひとり親家庭になった年齢、子供の年齢等も、ここも特にこれといった変化はないということです。

その次のページを見ていただきまして、ステップファミリーの状況というのがあります。これは今回の調査から初めてとったものでございまして、ステップファミリーというのは、その下の方に注意書きがありますけれども、親の再婚等によって、一方の

親のみとの血縁関係にある子供がいる家族をいうというふうに書いてありますけれども、そのステップファミリーが1.3%、今回調査した中ではいましたということです。

次をめくっていただきまして、そのステップファミリーの下から就業の状況が書いてあります。ここはこれまでどおりで、就労率は高いけれども、特に母子世帯では非正規が多いという状況があります。

その次のページに行きまして、その不安定な就労というところで、働いている率は高いけれども、転職を希望している人が半数近くいるという状況です。

その転職の理由も、「収入が良くない」というのが最も多くて、やっぱり身分が不安定というところで、「将来が不安」という理由も多くなっております。

その次のページは収入の状況でして、ここは200万円未満の人が母子世帯ですと全体の41.8%に上ります。父子世帯のところはそんなに多くないのですが、これを経年で比較しますと、父子世帯も200万円未満の割合というのは高くなってきております。

このページの下のところ、参考としまして、子供の貧困率を載せております。これは、ひとり親の「子供がいる現役世帯」の世帯員では貧困率が15.1%、そのうち「大人が一人」、いわゆる、ひとり親の世帯員では54.6%が貧困であるというデータになっております。これは東京都の数値というものがありませんので、ちょっと囲って、子供の貧困率ということで国のデータとして参考に載せております。

次のページを見ていただきますと、父母の学歴というところで、ここが新しく入れたところです。下の図表の13が全体の父母の学歴を示す%になっていまして、その上がひとり親なんですけれども、母子世帯で見えていただきますと、やはり中学校卒、高校卒の割合が、全体よりもかなり高くなっているという状況になっております。

父子家庭は、やはり母数も少ないということもありまして、ここは逆に全体の方が中学卒が多かったりという状況にはあります。ただ、高校卒はひとり親の方が多くなっております。

その次のページに行きまして、面会交流の実施についてということで、こちらも今回の計画から新たに入れております。これは24年度から、東京都の方で面会交流支援事業を開始したということもございまして、状況把握のためにとってのものです。

やはり面会交流を行っているという割合は半分にも満たなくて、行ったことがないという数、母子世帯で40.5%、父子で42.1%ということで、かなり多くなっております。

その下の面会交流の有無を養育費の取決めの有無別に見ますと、やはり養育費の取り決めをしている場合は、面会交流を行っている率が52.5%ということで5割を超えています。取決めをしてない場合には、それが27.9%になりますので、かなり

下がってくるという状況になっております。

その次が公的制度についてということで、これも新しく今回から入れた項目になっております。

その次のページをめくっていただきますと、グラフが載っております。これを見ますと、生活保護からひとり親家庭等医療費助成までは、利用したことがあるという割合が高くなっておりますけれども、方ムヘルプサービス以下の支援施策につきましては、制度を知らなかったという率がかかなり高くなっております。

その次は、保育の利用状況ということで、これはもう前から載せていて、余り傾向的には変わっておりませんが、就労時間で見ますと、「6時～6時59分」というところまでは共働き世帯の方が率が高いですけれども、7時以降になりますと、ひとり親世帯の方がどこも割合が多くなってくるということで、比較的就労時間が遅い傾向にあるということが結果としても出ています。

その次は、学童クラブですとか、帰宅時間ということで、これは保育の終了時間と同様の傾向になっております。

その次のページをめくっていただきまして、ここはこれまでと同じペーパーでの更新したものを載せております。子育てするために必要なもの、困っていること、相談相手ということで、困っていることは、やはり母子世帯ですと収入が低いということもあって、「家計」が一番多い割合になっております。父子家庭では、やはり「子供の教育」ですとか、「子供の世話」、「家事」というのが困っていることの割合として高くなっています。

その次の相談相手のところは、ひとり親世帯で相談相手が「いる」とした割合は89.4%で高いのですが、「いないのでほしい」という回答を見ますと、両親世帯に比べて、母子世帯・父子世帯とも率が高くなっている。また、「必要ない」という回答は、父子世帯が19.4%で、両親世帯・母子世帯に比べると高くなっているということで、父子世帯の特性といったものが少しあらわれているのかなというふうに思っています。

その次は、相談相手の細かなグラフになっております。

めくっていただきまして、生活保護受給世帯の状況になっております。これも特に大きく変化はないという形です。

その次からは、母子生活支援施設に入所する母子家庭の状況ということで概要を記載しておりますけれども、施設については、施設数も入所世帯数も減ってきている状況でして、ここにありますように、平成20年の時点では都内で37施設ありましたけれども、26年4月1日現在ですと、都内で34施設ということで3施設廃止になっております

その次の入所理由のところは、やはり「住居困窮」と「夫等の暴力」、「経済的困窮」というのが多くなっております。

その次に行きまして、ここは施設に入所する母親の年齢とか、児童の年齢、外国籍、障害、DV被害ということで載っております。

特に、DV被害世帯は全体の54.7%ということで、かなり多くの方がDVの被害を受けているという状況にあります。

その次の就労状況を見ていただきますと、ここは入所した当時よりも現在の方が未就労世帯が少なくなっておりますので、施設に入所して支援を受けることで、入所率が上がったというデータになっております。

その次が退所の状況で、¥もう1枚めくっていただきますと、アフターケアの実施状況というものがございます。施設の役割としまして、入所世帯が退所した後も施設の方でアフターケアをやっていくということで、相談を受けたり、いろいろな形の支援を、ここに書いてあるようなことをやっているのですが、このアフターケアの件数というのは伸びておりまして、必要性は高い。また、施設の方も積極的にやるようになったというような状況にもあると思います。

その次は、配偶者暴力と母子ということで、ここはこれまでと変わらずにデータを載せております。一時保護の件数ですとか、そういったことはこの表のとおりになっております。

最後のページなのですが、ここは机上にも冊子として置かせていただいておりますけれども、東京都で、ひとり親家庭に育つ子供の状況の調査を行いましたので、その調査報告書の中から、まとめて抜粋する形でここに記載する予定でおります。

現状につきましては以上です。

この現状を踏まえまして、計画の中で27年度から取り組んでいくものについては、資料の3と資料の4になっております。

資料の3の方をご覧ください。こちらは東京都の主なひとり親家庭施策の体系ということで、先ほど申し上げました四つの分野ごとに取り組んでいく事業を書いております。

全体として、ひとり親家庭向けの支援だけではなくて、一般向けの皆さんが対象になる施策もあわせて支援していくということが、ひとり親の支援では大変重要になりますので、○で、ひとり親家庭に限定した支援策、●で、ひとり親家庭を含む支援策ということで分けて記載をしております。

相談体制の整備としましては、ここにありますように、東京都のひとり親家庭支援センター事業を充実していくということで、これは都のひとり親支援の拠点として相談を行うということとあわせて、地域の支援の質の向上ということで、地域にいる母子・父子自立支援員の資質の向上にも取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、下から二つ目に、生活困窮者自立相談支援事業というものもありますけれども、27年の4月から生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業ということで、生活

困窮者の相談を受ける窓口が各区市に設置されます。収入が低いということで、ひとり親もかなり生活困窮ということでは該当してくると思いますので、こちらの方の事業との連携をやっていくということで、ここに挙げております。

続きまして、就業支援のところは、たくさん書いてあるのですが、2期に比べて充実していくところとしましては、一つは、一番上の都事業のセンター事業における就業支援の充実ということで、適職診断ですとか求職者公開、ハローワークとの連携強化、また、ひとり親固有の精神的な課題を持つ人たちへの就労支援。その家庭の就労支援の中には、子供の就労に悩んでいるお母さんたち、お父さんというのも実際に現場の中では出てきているということで、そういった場合に、子供に直接、この支援センターの方で就労支援をやっていく、そういった取り組みも進めていきたいと考えております。

新規としましては、上から二つ目の在宅就労推進事業と、三つ目の高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、それから、下線を引いてある最後のところで、ひとり親家庭の相談窓口強化事業というところがあります。

高等学校卒業程度のところは、よりよい就職への条件整備ということで、先ほどデータで、ひとり親は中卒の割合が全体に比べると高いというのがありましたので、やはり中卒という学歴ですと、そこから先のよりよい就業に繋がってなかなかいきにくいということで、この高等学校卒業程度認定試験合格支援事業というのを実施します。

ただ、東京都の方で実施できるのは町村部のみということになりますので、町村部の実施とともに、各区市の方で実施していけるように推進していくという方針にしております。

そのひとり親家庭の相談窓口強化事業というのは、こちらは地域に、より確実に就業につなげるための就労支援専門員を配置するというものでして、こちらでも都事業として直接実施できるのは、やはり町村部のみということになりますので、こちらの方も、よい取り組みなどを区市に還元していきながら、区市での実施も推進していきたいと考えております。

上からの二つ目の在宅就労推進事業につきましては、在宅就業ができるスキルの習得ということで、5年間にわたりまして養成をしてみましたけれども、やはり在宅就業者というのは個人でやっていくというところで、なかなか企業側からしましたら、経験がない人に対して発注するのが、なかなかしにくいというところで、都の方で一定期間実績を積めるような支援を行って、在宅就労者としてひとり立ちしていけるような支援ということを考えております。

続きまして、子育て支援・生活の場の整備ということで2枚目をご覧ください。

こちらは、これを見ていただくとわかりますように、子育て支援ということだと、やはりひとり親だけの施策というのはなかなか難しくなりますので、保育・学童、それから、それ以外の子育て支援策につきましては、全ての子育て世帯を対象とするも

のを、きちっとその状況に応じて、ひとり親も使っていくということが重要になりますので、ここに関連施策といいますか、ひとり親含む全体の施策ということで載せております。

ひとり親の施策としてはひとり親家庭の方ムヘルプサービスということで、こちらは区市によって実施状況にかなり取り組みに差がありますので、こちらはなるべく多くのところで適切に実施できるように、引き続き推進していくという形でやっていきたいと思っております。

こちらの方に新たに加わったものとしましては、三つ目の点線の四角で囲んであるところの、ひとり親家庭の子供の学習支援ということで、こちらの方を強力に推進していきたいと考えております。

もともと都事業としまして、平成25年度から学習塾型の学習支援を始めまして、その次に家庭教師型も含めて拡充をしてきましたけれども、都はあくまでもモデル事業として実施をしまして、その実施状況を還元して、各区市で子供たちにとって身近な地域で学習支援が受けられるように推進していくということにしております。

こちらの方が2番目の●で、生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援事業というふうに記載がありますけれども、こちらの法律による学習支援事業というのも27年度から始まりますので、ここにも当然、ひとり親の子供というのは対象として入ってまいりますので、区市におきましては、ひとり親の子供の学習支援か、もしくは、こちらの下生活困窮者の学習支援、どちらかを確実に実施することで、全ての地域で学習支援を実施するというのを目標にしております。

生活の場の整備は、都営住宅の優先入居を引き続きやっていくという部分と、あと、母子生活支援施設が、やはり先ほどご説明しましたように施設が少なくなっているところはあるんですけれども、やはり課題のある母子にとりましては、ここは本当にいい支援ができる施設になっておりますので、引き続き、こちらの活用の推進ということで取り組んでまいりたいと思っております。

その下の母子施設に入所する子供の自立支援の充実というところは新規なのですが、施設に入所している小学生から高校生までの学習支援というのを新たに実施します。これは国事業ではありますけれども、東京都としてもやっていくということになります。

最後に経済的支援ということで、こちらの方は手当と資金ということが主な取り組みになりますけれども、ひとりの親施策としては、昨年の法改正で、年金と児童扶養手当の併給ができるようになったり、母子福祉資金だけだったのが、父子福祉資金を創設したという取り組みがありますので、それを引き続きやっていくということにしております。

すみません、少し長くなりましたが、説明は以上です。

○松山委員長 それでは、ただいまより計画の内容についての審議に入りたいと思いま

す。資料が多岐にわたりますので、まず最初の資料1につきまして、ここについてまずご意見等のある方はお願いいたします。

○森田委員 4つの施策分野のところ、子供への支援を特化することを今回は見送ったというお話があったんですが、具体的には、子育て支援・生活の場の整備というふうなところに入ったり、具体的には相談体制の整備とか、いろいろなところに子供の問題が入っていくと思うんですが、だとしたら、子供をここで対象にしているということを、何らかの形で表現するということが必要じゃないかと思います。

さまざまな問題で、ひとり親家庭で育ったということが、次の世代に繋がらないような施策をきちんと講じるということは、この施策の中でとても大事な取り組みなので、そういう意味で、この施策分野の項目として落としたりとしても、施策にはぜひその文言を書き加えていただきたいというのがあります。また、この第3期計画にあたっての視点というところで、生まれ育った環境に左右されないようというところは、わかりづらいなという感じはします。

私の大学にもたくさんひとり親で育ったお子さんたちがいらして、その子供たちというか、その学生たちのさまざまな発言というのも聞きます。大学生は学習をし、就職をして乗り越えていくというところにたどり着いている子供もいれば、そうではない、学生たちもおります。そういう意味でもう一言このところに、これはひとり親家庭の子供たちの問題を想定しているんだということが、書かれるといいなと思いました。それと関連していて、わかりづらいなと思ったのは、子育て支援の次のところに生活の場の支援というのがあるんですが、これ母子生活支援施設のことを指しているんですが、母子生活支援施設しかないわけですから、母子生活支援施設に入所する子供の支援の充実と、明確にした方がいいんじゃないかということを思いました。

本来は当事者の方たちが読んで、ああ、自分をこういうふうには東京都は支えてくださるんだなということが、理解しやすいような書きぶりにした方がいいと思うのですね。計画がややもすると行政の担当者向けに書かれているようなものがふえてきているような気がしています。本来当事者の方々に向けて出されていくメッセージだと思うので、子供だとか、暮らしていらっしゃる方たちをきちんとターゲットにしているんだということがわかるような書きぶりにしていただく必要があるんじゃないかなということを、まず思いました。

以上です。

○松山委員長 ありがとうございます。

ほかに、じゃあ、この資料1に関して、全体の構成なんですけれども。

○森田委員 それから、10代で出産した親たちの調査というのを、ちょうど今、ほぼ完了しまして、今はまとめのいろいろな考察をしているところです。そこでも非常に感じているのが、ひとり親に対する偏見、差別です。、そういった見方は、なかなか個人の方たちの努力や各自治体が努力することで、そう簡単にできることではあり

ません。、ある意味では多様な生き方というふうに、一言で言うてしまうと簡単ですが家族、あるいは、地域の中でいろいろな問題を抱えながら、ひとり親という暮らしを選択せざるを得なかったり、選択されているわけなので、多様な生き方を許容していく社会づくりみたいなことについては、これは都ぐらいのレベルで何らかの形で取り組んでほしいなと感じています。

それはなぜかという、これをどう表現したらいいのか、私にもなかなか難しいのですが、ひとり親になるということの決断は非常に苦しい決断で行われている方たちが多い。ひとり親で育つということはマイナスであるという価値の中で子供たちが育ったり、その方たちが暮らしておられたりしている。。もう少し元気にこの社会の中で、ひとり親という生活スタイルの中で子供を育てていけるようなひとり親で暮らすということを応援するようなメッセージ性のある施策が何らかの形で出てこない、なかなかマイナスの中で自分が子育てしているんだというような感覚を持たざるを得ないような世の中です。10代の親たち今は、調査の分析をしておりますと、彼女たちが言っている言葉の中に、自分たちは虐待しているんだと思われているとか、絶対に育てられないというふうに思われているとかというような、非常に厳しい社会の見方に対して、まず、そこに折れそうになってしまうというんです。何かそういうことを超えるようなメッセージ性がある施策が、ぜひ欲しいなと私は思っています。これは簡単に言えば環境づくりなのかもしれませんが、そんなことを感じているということをおし上げておきます。

世界中では結構、そういう取り組みをやっていきますそれは国レベルの取り組みとして重要なことなのかもしれませんが、東京都レベルぐらいだったら、どうしても発生してしまうスティグマみたいなものに対する克服のための何かキャンペーンみたいなものとかが必要なんじゃないかと感じています。

○松山委員長 ほかに、この資料1に関しては。

では、また後で出てきたときに関連すると思いますので、次に資料2の現況データについて、何かご意見等あればお願いいたします。

○森田委員 何度も申しわけありません。私、今回の議論の中でも随分申し上げたのですが、子育て支援はもちろん一般施策で対応するということは十分承知の上で、でも、この一般施策だけではひとり親が使えないという状況にあることが、大きな問題で、そこを乗り越える施策をここの中で提案するかということが、私は重要だと思うんですね。

前にも委員会の中で申し上げたと思いますが、東京都の中でさまざまな保育事業、子育て支援事業はなされているのですが、先ほどの就労もパートタイマーが多かったりして、特にひとり親になった直後の親たちの就労が200万円ぐらいということは、フルタイムでやっておられないケースが非常に多いと思います。そういう方たちが具体的には子供を保育園だとか、今のところ、学童はまだ定員を設けていないところも

かなりあるので、そこには問題がないのかもしれませんがこれから定員を設けていく自治体があったりすると、高額な学童保育の保育料が払えないので、夜間1人で置いておくというような選択をするという親たちがかなりいるということは、ほかの県ではかなり出てきています。通常保育でも、具体的に認可保育園というのは私どもの調査でも、10代で出産をした親は希望通り入れていません。制度があっても、それをひとり親一人一人の生活を自立的に行うために、適用できるようにするためにはどうしたらいいかということまで、この中できちんと書き込まないと、その政策や制度があったとしても、使えないというままではどうしようもない。どういうふうに特別配慮するかというところをぜひとも何らかの形で書き込んでいただきたいと私は思っております。

この中で言うと、場の整備ということで書くのか、どういう形でここを書き切るのかということは、非常に難しいとは思いますが、それがとても必要なんじゃないかと思います。

○松山委員長 あと、今みたいに2章と3章も絡みますので、その辺でも結構なんですけれども、主に2章ということで――資料2ですね、主に。

○森田委員 それと、もう一つ気になったのが、母子・父子の自立支援員の議論の中で、これだけやっぱりDVでつらい思いをされている女性たちが結構多いという状況の中になると、この母子・父子という並び、並べ方みたいなものというのは、こういう形で相談窓口を、ある意味でニュートラルに両方とも対象にするというふうな形で実際やれるのでしょうか。窓口として、暴力とか何かの問題に配慮した形でやるとすれば、そこはむしろ分けて、女性の相談窓口というのは特化させた方がいいのか、その辺のところというのは、両方私はあるのかなということだと思います。もちろん、両方を用意されれば一番いいんだろうと思います。女性の相談に当たっている方たちにお話を伺うと、そういうことをおっしゃる方もかなりいらっしゃるんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

激しい暴力から逃れて、ひとり親によろしくなられた方たちだと、そういった問題を結構抱えていらっしゃる。

○松山委員長 その辺も10月から、母子・父子福祉資金として窓口もつくって今やっけていただいています。何か府中市さんとか目黒区さんの方で、何か具体的にその辺の問題って出ていますか。

○前澤委員 今、先生言われたみたいに、やはり女性が男性と万々が一かち合っちゃったらみたいな不安があるというお声は、当初話が出たときから聞いています。できれば、父子は父子でという相談員を設置できればということなんですけど、10月からといっても、やはり職員体制の要求は私たちも上げてはいるんですけど、恐らく無理ですね。

今、自治体によっては、福祉部局に設置しているところと、子ども家庭に設置してい

るところと、恐らく7：3、8：2ぐらいで子ども家庭部局に、多分、組織は分かれていますか、と思っています。ただ、福祉部局の場合には生活援護のケースワーカー、査察がいますので、男性はそちらが対応できるのかなと私個人的には思っているんですね。

なので、私も産休のそういう相談の後の事務的なことができる方が1人いて、男性が来たときにはもちろん自立支援員とともにその方が対応するように、二重の体制をすればできるかなとは考えて人事には要望はしているんですが、全くもって通らないとは思いますが、やはり分けられれば分けられる形がいいとは現場サイドは思いますけど。

○森田委員 何かそういうのをせっかくおっしゃっているんだとすれば、後押ししていただけるような東京都のメッセージ性が出ると、後押ししてやれますよね。

○前澤委員 そうですね。後押しまでいかないですけど、やはり母子・父子になるよというときに、東京都さんから説明来ていただいて、やはり今は基本的には東京都の条例でやっているところで、委託、そういう費用をもらっていると。人員を配置いただくには、それだけの後押しというか、財政面でそういう配置ができるようなものもというのを、私たちの課長会を通しての附帯意見でも載せてはいったんですけど、やっぱり難しかったですよね。やはり時間がちょっとなさ過ぎたというか、前々から話が出ていたのが、ここでいうところでは、やはり自治体それぞれの人員配置ということもあると思いますので、後押しをどんどんしていただけると多分するのかなと。

でも、やたらめったらという子育ての給付金みたいなことをやられても、本当にいいのか悪いのかも考えているところではありますけど、そういう人件費等々が出れば、そのところは嘱託とか、ある意味、職員配置して人員を確保はできるんですが、これがずっと継続していく事業ということであると、もう一度その辺を見直していただいて、十分な組織が組めるような後押しがしていただけるといいのかなと現場サイドは考えます。

○松山委員長 ありがとうございます。

区の方はどうですか。

○酒井委員 やはり府中市さんと同様に、人員要求してもちょっとなかなか通らないという実態は同じです。

現実問題として、福祉資金にしても、それ以外のサービスにしても、ひとり親の方ということで、母子・父子というか、うちの区はひとり親という名前を前面に出すようにしているんですけども、それで、DV絡みでなかなかちょっと周りに男の人がいるとという、そういう場合は別の相談室などもありますので、一般的なひとり親家庭の支援に関する相談というのと、DVに絡んでかなりダメージを受けている人の場合というのは、窓口がずらっとあって一緒に聞くものではなくて、一度にお一人しか聞けないような小さい窓口しかないの、仮に重なって2人目の人がいらっしゃる

と、ちょっと別室にご案内したり、別の部署の男女平等とか、そういった部署の方の相談室というのもあるので、そちらで主に聞きながら、実質的な支援の話になるとちょっと呼ばれて行ったりとか、他部署との連携もしながら対応しているので、今のところ、男性と一緒に相談するとか、そういった現実には起こってない状況ではありますが、やはり男性専門の相談員というのを本当に設置できればいいなという考えはもちろんあります。

○松山委員長 この議論があったときに、区の方は、どちらかという先ほど前澤課長からお話あったように、母子生活支援員の方は福祉事務所の方についているケースが非常に多くて、それで特に男性が来れば、先ほど言ったような対応をとるということで、特に区の方からは要望はなかったんですね。市の方は逆に子育て部門についているんでということなんで、今後、その辺、何分、父子の相談というのがどのくらいあるのかという、件数もまだ想定できていなかった時点で、それがふえてくれば、当然、今言ったようなお話になるかとは思いますが、当面、今後、就労支援相談員とか、そういう方も配置が可能ですので、その辺との連携の中で、特にDVは微妙な問題ですので、そこはやっぱり女性の方が対応しなければいけないというのは基本にあると思いますので、その辺はまたちょっと状況を見ながらということになるかとは思いますが。

ほかに、この資料2に関しては。じゃあ、どうぞ。

○高田委員 やっぱりひとり親家庭の中で母子世帯の収入ということが、とっても、見てもらうとこれわかりますけれども、とても少ない。この仕組みづくりもやっぱり東京都は、実は私も全国をずっと見ていて、母子団体のところを見ていまして、もしかしたら東京都は突出して、やっぱり仕事の量とかは多いと思うんですよ、企業が多いですから。ということは、仕事はあるんですよ。だけれども、もちろん正社員にはなれなくても、上げる方法の仕組みも、やっぱり企業さんの方に一つはお願いをするような形のものという仕組みづくりを、東京都が一番先にできるんじゃないかなと。逆に言ったら、地方の方は企業がなくて、仕事がなくってというところから来ているのが大変あるんですけど、東京都はこれだけ企業もありますし、できるだけ、ここに逆に言ったら地方から逃げてくる、DVで逃げてくる人も東京は多いわけですよ。

いろいろなことを考えると、それでも国の手当類というのは全部収入で決まるじゃないですか。自立じゃないですか。でも、東京都には育成手当はありますけれども、江戸川区が1万3,000円なんですよね、あそこだけがなぜか。ほかは全部1万3,500円確かに出ております。ほかの区・県にはなくても。ということを考えると、東京都にやっぱり仕事のことを結びつける何らかを、やっぱり企業さんにお問い合わせしながら、やっぱりつくっていく、私は一番できるんじゃないかなと。

自立を、要するにお母さんたちの収入が上がれば、こういうのは最近、何件かあったことがあるんですけど、お子さんから、お母さん、お父さんがいないから結婚してよ

と、再婚してよと言った子がいる。でも、それはそう言えるお子さんがそうたくさんはいない。我慢してお母さんが頑張っているのを見ている子供たちはやっぱり言えない。ましてや、そのDVや何かがあって、いろいろなことを見聞きしている子供は言えない。

でも、中には学校の問題が出たときに言うんですよ。大体、高校受験ぐらいから多くなってくる。お子さんの方から、お母さん、やっぱりお金がないというのをずっと口癖のように母親は言うじゃないですか。塾にも行けないしとか、いろいろなことを考えると、やっぱり経済をお母さんが——一つは、その婚活のことを実は各地方から今はたくさん来ています。町村議員さんとか、こちらに来てください、お嫁さんが欲しいんですけど、農業なんですけど、漁業なんですけどと、都母協にも来ております。それはやっぱり一つの選択なので、東京で住んで、住み続けて、子供を育ててということになれば、やっぱり経済、ここがなければ、やっぱり真っ暗やみ。いわゆる子供のまた連鎖、学校に行けないということで、そこをやっぱりとめるのは経済力をつけてもらう。

もしくは、さっき言ったみたいに、地方でも定住してくださいというのも結構あるんですよ。島根県とかでも来ていますね。そういうものも地方の悩みもあって、ご相談があったときに、やっぱり選択肢の中に、自分が自立をして頑張って子供を育てるといのでね、覚悟がいるじゃないですか、そこには。覚悟がないまま逃げてくる人もいますし、仕事も見つからないまま来る人が東京には多いんですよ。だから、物すごく収入格差もあるわけですよ。平均がこれですよ、200万。それも月15万円ぐらい、181万円ぐらいというのが全体の平均ですけども。でも、私が聞いていても、10万円以下なんてたくさんいますよ。みんなトリプル、ダブルワークしながら。だから、子供は放ったらかしですよ。肝心かなめの小学校、中学校のときに、基礎がやっぱり、学校の基礎力がもう放ったからしにされてできていないというのが、この学習支援の本当に今できてよかったなと思っていますけれども、本当一部じゃないですか、これは。受けられる子も30人とか40人ぐらいの人数、もうとてとても東京の規模だったら、もっと大きくそこを支援していただけるなら、そこ。

それから、仕事のことだったら、もっともっと企業さんをお願いしながらその道をつくる。それにはお母さんたちも手に職をつけてもらわないと、全く何にもできないんじゃない、先ほどありましたけど、在宅のこともそうですよね。企業側からしたら使えないじゃないとなるわけですよ。だから、それが全然やっぱりひとり親家庭の母子家庭は救われぬ。それで、悶々としてまた病気になっちゃう。鬱病になる。悪循環なんですよ。どうしてもそこを断ち切りたい。ほんのこの二、三年でいいから、子供の小さいうちの20代、30代のお母さんたちに、とにかく手に職をつけてもらって、この二、三年は企業に雇っていただけるような人になる。

それで、あるところ、今、区役所の方でも相談員さんのクレームが来ているんですけ

れども、こういうふうに言われたというんですよ。あなた収入が少ないんだから、もっと指導してあげるから転職しなさいと言われたというんですよ。でも、その人は結構年なので、それを言われたときに、一生懸命やろうと思っている。だけれども、親の介護もあつたり、いろいろなことがあつて、みんな違うわけですよ。個々に違うので、収入をふやしなさいと言われたときに、何らかの道がないところに自分でやりなさいというのは、とてもとてもやっぱり今はできない状態であると。ここ20年見ても何ら変わりがない。やっぱりここを何とか東京都がまず企業さんにも含めて、ひとり親の支援をしてほしいなとずっと思っています。

○松山委員長 ありがとうございます。

ほかにこの資料を、今はほとんど資料3の部分まで行っちゃっているんですけど、じゃあ、資料3も含めまして、何かご意見等。

○高田委員 それと、すみません、相談体制の中の生活困窮者の自立相談支援事業というのもあつて、これと、例えば、ひとり親のところの施策の中で学習支援をやっているところとは、ちょっと何か区市の中でいろいろと、そこの予算の取り方なのかかわかりませんが、でもさっきのお話だと、ひとり親家庭もこの困窮者の中に含むというような形のを、市区町村にお願いしていると聞きますけれども、実態はどうなんですかね。私が聞くところによると、それはあつちだからみたいな、これはうちはやっているからいいんですけど、ほとんどがまだやっていないじゃないですか、その学習支援みたいなものを。そこのあたりはちゃんと含んでやってもらえる形になっているのでしょうか。どうでしょうか。

○ひとり親福祉係長 学習支援は来年度からこの法律が施行になって、今のところ、18カ所ぐらいで学習支援をやるというふうに聞いております。その場合には生活困窮者ということで、かなり幅広く対象者をとっているというふうには聞いておりますので、当然ながら、そういう分け方ではなくて、全体としてやっていくということですので、含まれているというふうに考えています。

○福留課長 補足しますけれども、まず資料3で、相談体制の整備のところは生活困窮者自立相談支援事業とありますけれども、これはもう必須事業なので、全区市に必須で設置されます。ただ、どういった窓口置くか、福祉事務所に置くのか、どこに置くのか、それは自治体によってやり方変わると思います。

ここはどちらかというワンストップの相談窓口で、要は生活に困っている方とかがよろず相談ですね、ここに来れば適切な、就労支援が必要なのかとか、住居に困っている方とか、家計相談とか、いろいろと適切などころへつないでいくというところですよ。

あと、子供の学習支援の方ですね、これは今、説明ありましたが、来年度からは新法、生活困窮者自立支援法に位置づけられますけれども、その前までは生活保護法の中でやっていました。今年度は11区市で実施していた、11区市にとどまっ

いた。今度は新法になると、生活保護だけじゃなくて、生活保護の一手手前の生活困窮者の方々にも広がると。

今、18区市というふうにありました。最新だと今は28区市まで取り組む意向がもう示されていますので、我々としても、任意事業なので、全ての区市がそういった学習支援をやるまでに時間がかかるかもしれませんが、そこは成功事例とかも紹介しながら、なるべく広がっていくように働きかけていくのが、今、我々がやっているところです。

実際、そのワンストップの相談窓口と、また、その学習支援のところから、その辺の相談窓口は、区市によってはばらばらに置いているところもあるかもしれませんが、その辺はやっぱりきちっと連携して、ワンストップの相談の方に来たら、きちんと学習支援とか、そういったようなニーズがあれば、そちらの窓口につないでいただくとか、うまく円滑に回っていけばいいかなとは思っています。

○高田委員 ありがとうございます。

○松山委員長 ほかはよろしいですか。

○森田委員 これも既に申し上げましたが、先ほどの資料にあったように母子生活支援施設の退寮者のアフターケアを全施設でおやりになっしやる渋谷先生にお話を補足していただければいいのでしょうか、24しかないところで25やっているというんですから、要するに、おやめになったところもやっしやるくらいの重要な事業ということですね。

そういう意味では、母子生活支援施設を一旦利用された方たちが、その後地域で暮らしていくときの施設によるアフターケアが、かなり充実してきていると同時に、その2年間を原則とする施設を退所された後、地域の中で暮らすということの中では、総合的な相談、あるいは、支援体制がないと、なかなか継続してその地域の中で暮らしていくということは難しいということを示している数字じゃないかと私はこの数字を読みました。だとすると、もう少し地域で暮らすということを支えるような総合的支援事業みたいなものを目指す、そういったことというのは、今回のこういった事業の中で構想されていないのか、あるいは、どこかそういうものというのはあるのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○渋谷委員 はい。アフターケアに関しては全施設で実施しています。新宿の場合、私どものところでは、かしわ塾の子供たちもいるので、その子供たちに関しても、母子生活支援の入所じゃなくても、やっぱり地域の中で何かしらの支援が必要なんですけど、窓口に行っていないと。もしくは、行政との関係が切れちゃっているということが結構あるので、そうやって拾っていくと、地域の中で介入とか保護だけではなくて、全体に支えるという支援が何かしら必要なんだろうなということ、母子生活支援施設にいてもですけど、かしわ塾にいても、学習支援をやっているところでもすごく感じる

○森田委員 私どもも実は大学と、私自身は被災地で2カ所学習支援をやっています。、そして、学生たちはかしわ塾で実はインターンさせていただいたり、幾つかのそういう学習支援の場を、学生たちの体験の場として活用させていただいています。これだけ大学があるんですから、何か大学との密な関係を例えばとるとかですね。

うちも実は大学自体でやっています。今は母語を日本語としない子供たちに対しては、うちの大学の中でそういった学習の場を提供したりしているんですけども、何か、そういう大学との協働ということも、少しモデルとして示していただくといいですね。

私はこれまでの学習支援の場の中で、ちょうど今調査しているところなんですけど、居場所的な心の支えとかが欲しくて来ている子供と、純粋に学力不足をそこで補いたいとか、あるいは、学力不足というよりも、さらにステップアップしたくて学習の場に来るという。

私が今からちょうど七、八年ぐらい前に、東京の国立市で、ひとり親の団体の方たちと一緒に学習支援の場を始めたことがあります。1年間だけモデル事業としてやったんですけども、そのときは、プラスアルファの学習支援をしてほしいという、要望でした。地域によって、あるいは、その家庭によって、子供によって、相当その要望は違うので、その辺のつくり方というのが、受容的に受けとめれば良いという、受けとめることがまず第一で、意欲がまだ全然ないので特にそこが重要という子供から、学びのステップアップのところがどうなのかということでも相当違うので、その仕組み自体も非常に難しいのかなということを私は思っていて、簡単に多分、学習支援というものが、例えば、学校の教職をやっておられた方たちが、もし組織をつくらただけでは、とても多分続かないんじゃないかということは感じています。渋谷先生のところもすごい大変ですよ。

○渋谷委員 今は全国から結構、かしわ塾に見学に来ているんですけど、そこで言われるのは、やっぱりいいね、東京はと。やっぱり大学が多いので、それでも今は大学生のボランティアの確保するのが非常に難しいんですけど、でも、よそのやっぱり都市とかいろいろなところに行くと、やっぱり学生を確保できないというのが非常にあって、東京は恵まれているねというようなところがあって、それで、やっぱり森田先生もおっしゃいましたけど、多分、うちのかしわ塾に来ているような子供たちは、大学生とかかわったことがないんですよ、親も大学行っている人もいないし、親戚もほとんどいないので。初めてかしわ塾で大学生とかかわるという中で、やっぱりその大学生と出会えるという環境というのは非常に大事だと思うのと、あと、先ほどの、相談相手が、どうしてもこの資料を見ていくと、やっぱり親が子供に向かう時間が足りない、終了時間とかを見てもそうですけど、そういったときにやっぱり子供と向き合う時間がない、それで相談の時間がないとかいうときに、やっぱり身近な相談相手になってくれる、学習指導だけじゃなく、身近なお兄さんのような存在がいてくれるというこ

との役割になるので、やっぱり本当に学習支援だけじゃなくて、うちの場合はもう7割ぐらいは、どちらかというと相談相手だとか、そういう心のケアみたいなことをやるふうになっていますけど、やっぱりどうしてもそういう、今まで出会ったことのないような大人と出会うような場所の一つとして、こういう学習塾がふえていけばいいなということを思います。

○森田委員　そういう意味で、この研修ということ、かなり今はいろいろなところで書かれているんですが、それはとても大事な仕組みだとは思いますが、その研修自体が間違っちゃいけません。研修で、間違ったこと言われたら困るからということ言うんですが、とっっても今は難しいところに来ているというふうに思います。

○高田委員　この学習支援を受けて、子供たちが劇的に変わるわけですよ。最初は何かなれなくて、ちょっとこうなっていたけれども、だんだんなれてきたときに、本当に学校の先生とは違うお兄さん、お姉さんたちが教えてくれるということで、楽しそうなんです、身近に感じて。それで、もう1年やりたいんですけど、1年やったお母さんたちからも要望としてはね。1年だけなんです、1年間のものなので、受験のことをやりたい、また受検で合格した子もいますけれども、もっと小さいうちからやれば。

それから、大学のうちの方で支援を受けたときは、大学に行く、学園祭か何かを見に行く。そうすると、ああ、こんな楽しいんだと、大学生になったらという、そういうことも感じた、子供たちが。やっぱりそういう経験もないし、お母さんたちもさっきおっしゃったみたいに、大学に行っていない人も多いので、お母さんたちももしかしたらと私思ったんですよ。お母さんたちも一緒にお勉強してもらえるかもしれないなど、この学習支援というのは。親も子もできる事業になるんじゃないかなというふうには思っています。

継続、本当は1年じゃなくて、2年、3年と、それが1人の方にできればいいんですけど、現行は1年、単年度だけなので、それはご了承していただいて、ほかの方にねというふうにはお話ししていますけど、受けた方はもう1年やりたかったとか、そういう要望も出ていますね。

○松山委員長　ほかによろしいでしょうか。

さまざまな視点から、この今の部分につきまして、貴重なご意見ありがとうございました。今日いただいたご意見、反映できるものと反映できない部分もあろうかと思えますので、その辺を踏まえながら計画案の策定の方を進めさせていただきたいと思えます。

本日の委員会の議事は以上でございます。

では、事務局から、今後の予定などをお願いいたします。

○ひとり親福祉係長　それでは、1枚目の一番右下のところをご覧ください。4番の今後のスケジュールでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、計画（案）をお示しできるスケジュールの関係がございましたので、今回、こういう形での説明にさせていただきました。この後、皆様に計画（案）をお送りして、ご確認していただくという形で審議を行いたいと思います。

その日程につきましては、ここにありますとおりで、パブリックコメントの関係がありますので、大変短い時間で恐縮ですけれども。

パブリックコメントが2月12日を予定しております。こちらは、このひとり親家庭の支援という分野につきましては、現在、東京都の方で作成を進めております子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画、こちらの方に内容を盛り込む予定でやっております。そちらの計画とパブリックコメントは同時期にやっていくという方針で今は進めておりますので、そちらの計画が12日ということで決まっておりますので、それと合わせるといところでご了承をいただきたいと思います。

パブリックコメントに出す前に計画（案）を確認をしていただくという流れになります。今日は4日ですが、12日ということで本当に申しわけないのですが、一度、9日に送らせていただきます。その後、内部調整の結果、また多少修正等あると思いますので、それを踏まえた、本当にこれでパブコメに出しますという案を週明けに送ります。そこで何か不都合がございましたら、10日までに、たった1日なのですが、10日までに私の方にお知らせいただければと思っております。

もちろん、その後でどうしてもということでご意見がある場合は、その後、2週間パブコメの期間をとっておりますので、その間にご意見いただいてということも可能でございます。

パブリックコメント2週間ということ、25日まで予定しておりますので、その後に、この本文にコラムですとか、巻末資料といったものを加えさせていただきます、最終的に3月に決定というようなスケジュールでやっていきます。

最初は、そのコラムですとか、そういったものを全て入れたものにつきましても、そのときに改めて皆様の方にお送りをいたして、また内容を見ていただいて、ご意見という形でさせていただきます。

以上です。

○松山委員長 ありがとうございます。

以上で第4回の東京都ひとり親家庭自立支援計画策定委員会を終わりたいと思います。

皆さんに集まっただいて審議をする会はこれをもって最終回という形にさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後 3時14分 閉会)